

京都の福祉

534

2013.11 November



災害ボランティア活動オリエンテーション(福知山市)

●生活困窮者等の自己実現と自立支援
生活福祉資金の償還支援を
とおして見えてきた生活課題

●京丹後市
寄り添い支援総合サポートセンターの取組み
誰ひとりとして
置き去りにしないまちを目指して

●夢中! 熱中! ふくしびと

もえくす

「すわ、9年前の台風23号の再来か!」。多くの府民が恐怖に包まれた9月15日から16日の二日間だった。京都府を縦断した台風18号は、南から北へと北上し、京都市伏見区や右京区嵐山をはじめ京都のほぼ全域に、近年にない多くの爪痕と甚大な被害をもたらした。特に甚大な被害を被ったのは、皮肉にも9年前と同じ、舞鶴市と福知山市だったことは残念でならない

▼こうした中、特に被害が大きかった福知山市、舞鶴市、亀岡市、南丹市では、速やかに「災害ボランティアセンター(ⅡV.C.)」を立ち上げ(内、福知山市と亀岡市は常設の災害V.C.であるため、直ちに「非常時体制に移行」)、被災地住民の生活再建のための支援活動に動いた▼各市の災害V.C.の開設期間は、9日間から15日間とまちまちだったが、この期間、支援活動に参加したボランティアの方々は、延べ8300人を優に超えた。中でも、近畿の各社協をはじめ、わずかの間に徳島や新潟からバスを仕立てて駆けつけていただいたことには驚いた。「前回支援をいただいたから」といって、岩手や宮城からもボランティアに駆けつけてくれたこともスタッフや関係者への大きな激励となった▼京都府災害V.C.(常設)では、21〜23日の連休3日間にボランティアバスの運行計画を決定し、直ちに募集をかけたところ、受付

の電話が鳴りっぱなしで、バス28台分(約1000人)が2日間であつという間に定員に達しお断りする事態も生じた。ネットやニュースを見て、「何かしたい」という人たちの熱い思いは、災害続きの今日でも健在だ▼今回のボランティア活動で目立ったことは、多くの高校生が自分たちの住み暮らす地域の復興支援に生き生きと参加したことだ。その活動ぶりは実に清々しく、高齢者の多い被災地域に、何とも言えぬさわやかさと元気を運んでくれた。参加した高校生も充実感と達成感に満ちていた。こうした経験は何よりも代えがたい貴重な体験となったことだろう

▼今回のV.C.活動の教訓は、ここ数年の間に常設の災害V.C.の体制づくりが各社協で進められ、研修や訓練を積んできたことで、以前に比べてかなり迅速な対応が図られ、現地V.C.運営にその効果を発揮することができたことだ。南海トラフの災害を想定すると、V.C.の常設化を図るなどの態勢の強化(ハード、ソフト両面)は喫緊の課題であろう▼最後に、京都府がボランティアバスの運行やスコップ等の資機材の提供支援を迅速に行っていたこと、また、府内市町村社協職員や京都市災害V.C.職員が、地元社協職員や住民スタッフ等に寄り添って現地V.C.を支援していただいたことに、改めてお礼と感謝を申し上げたい。

生活福祉資金の償還支援を とおして見えてきた生活課題

生活困窮者等の自己実現と自立支援

現在、生活保護受給者は稼働年齢層の受給、特に、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層の受給が増加しています。さらに、「貧困の連鎖」と言われるように、生活に困窮している世帯が、次世代においても貧困から脱却できない状況も生じています。

今回は生活福祉資金貸付事業の取組みの中から見えてきた様々な課題を明らかにするとともに、貧困問題にどう向き合い、取り組むことができるのかを考えます。

リーマンショック以降の動き

リーマンショック以降、国内においては生活困窮者の自立促進の観点から住宅手当緊急特別措置事業や総合支援資金の貸付、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援等の様々な施策を推進してきました。これらがいわゆる「第2のセーフティネット」といわれるものです。

しかし、「第2のセーフティネット」は財源をはじめ、人材やノウハウが十分でないなどの課題があり、十分に整備されているとは言い難い状況です。

このような背景により、生活保護制度の見直し、生活困窮者支援の充実・強化への総合的な取組み、とりわけ、就労可能な方に生活保護に至る前の段階で早期に就労・相談支援等を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を可能にする新たな生活困窮者支援制度の構築が進められています。制度構築に向けては、既に「生活困窮者自立促進支援モデル事業」がスタートしてお

り、全国で36都道府県69自治体において実施予定です。なお、京都では京都府、長岡京市、京丹後市の3自治体が指定を受けています。

本事業では、必須事業として「自立相談支援モデル事業」があり、自立に向けた総合相談機能やネットワークづくり、社会資源の開発を重要視しています。

生活福祉資金貸付事業の取組みとして

本会では、平成24年度より全府的な取組みとして生活福祉資金貸付事業において償還促進方針を定めました。この方針では、まず、民生委員や市区町村社協の協力を得て、償還開始前に改めて借受世帯に対する償還開始を周知し、償還開始後については、特に初期滞納世帯に対して世帯状況の変化の有無を確認することとしています。そして、何らかの支援が必要な世帯については相談と必要な手立てを講じるなど、滞納状況に応じた段階的な取組みを進めることとしています。「滞納」は世

帯の生活が不安定であることを表すサインであると受け取り、こうした償還支援の取り組みから様々な生活課題の発見と必要な支援に結び付けることができます。

この取組みの中で、市区町村社協を通じて様々な事例が報告されています。

事例①

転宅費他1資金借入の償還

地域福祉権利擁護事業(以下「地権事業」と略す)から貸付償還につながったケース。30才代の知的障害・精神障害の単身女性。人間不信、ひきこもり、買い物依存があるが、就労経験はある。

家計管理サポートを行いなから、人間関係、自信回復の支援をしていく中で、生活福祉資金借入の事実が判明。ご本人に聞くと「放つたらかしにしていた」とのこと。

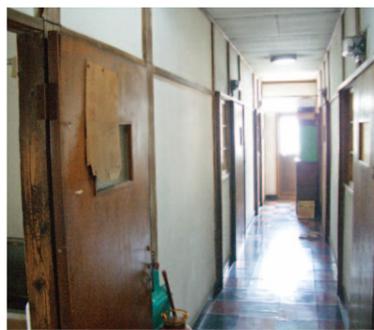
地権事業の支援で返していることとし、無事償還完了となった。その後、もう1件の借入があることがわかり、引き続き償還につながるサポートをした。

事例②

緊急小口資金の貸付

77歳男性。配偶者はうつ病。息子が借金を背負い離婚して帰ってきた。その手当としてノンバンクおよび年金より貸付を受けた。当該債務の返済が生活費を圧迫し生活困窮となった。当初は地権事業について、「家に入られるのが嫌、交通費がもつたない」などと拒否されていたが、ご本人が社協に来会する条件にて承諾されたため、地権事業による支援と併せて緊急小口資金の貸付を行うことで今後の生活の安定を図った。

いずれのケースにも言えることは、借受人やその家族とのコミュニケーションを取る必要があるということ。その世帯との関係を保つことは、マイナスが大きくなることを防ぐとともに、新たな支



援のきっかけにもなります。当然のことながら、貸付だけでそれぞれの世帯の課題を解決することは困難です。生活困窮者が抱える問題をとおして

生活困窮に陥っている人の中には社会的孤立の問題を抱えている人が多く存在します。孤立している人がれば様々な支援が可能ですが、孤立している場合は発見しにくく、支援までに問題が複雑化、深刻化してしまいます。

社会的孤立とは、社会構造の変化をはじめとした種々の要因を背景に、地縁・血縁等様々な人々とのつながりが希薄化することを指しています。社会的孤立は、孤独(立)死、

生活困窮者が抱える問題をとおして

自殺、引きこもり、虐待、居住環境の悪化など生活課題を抱えることが多く、その要因として失業、病気、家族の介護や生活基盤の劣化など経済的困窮と密接な関係にあります。社会的孤立の拡大は、自立への意欲を損ない、支援を難しくし、地域社会の基盤を脆弱にします。

そのため、国、自治体が公的責任に基づき、生活困窮者の医療、労働、教育、雇用、住宅など生活全般にわたり社会保障を行き届かせることを前提に、民間レベルにおいても身近な地域で対応できる基盤づくりが重要であり、住民や民間の取り組みが不可欠です。

社会的孤立を防ぐために

生活困窮者支援は地域福祉と密接な関係にあります。社会的孤立をなくすためには、生活課題を抱えている方のキーパーソンを見つけることが重要です。そして、地域で見守り、その方が居心地よい環境、相談できる環境を作っていくことが、その方の

心の支えとなり、地域での生活ができることにつながります。そのためには、本貸付事業で常に世帯への支援を担っている民生委員(民生児童委員協議会)の力は大変重要であり、民生委員をはじめ、その世帯のキーパーソン、世帯と関わりのある様々な機関と連携を密にしながら支援をしていかななくてはならないと考えられます。

これからの生活困窮者支援活動として

社協は、地域住民、民生委員・児童委員をはじめとする関係機関・団体等との連携・協働により、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談・支援につながる機能を持っており、その役割の発揮がますます大切になってきています。社協が関係機関に相談を持ちかけ、能動的に働きかけ、社協と機関をつなぐ、また機関と機関をつないでいくことにより、それぞれの世帯のネットワークが構築でき、それが有機的な支援になるものと思われれます。生活福祉資金貸付

制度は、制度利用を通じて、孤立しがちな生活困窮者への具体的な支援を深め、社会とのつながり、人間関係の修復などを視野においた支援を展開するためのツールとしての意義があります。

また、これまで行ってきた様々なサービスとともに、国が制度化にむけてモデル事業にも組み込んでいる「相談支援」、「就労支援」、「家計相談」、貧困の連鎖の防止のための「学習支援」などを複合的に組み合わせることでより有効な支援が展開できるようにします。そのために京都府社会福祉協議会は、市区町村社協とともに相談者を地域で見守り、相談者がサポートを受けながら地域での自立生活を目指せる、また、いつでも相談ができる「寄り添い型支援」、「伴走型」支援の体制づくりを進めていきます。





▲清掃ボランティア活動

誰ひとりとして 置き去りにしないまちを目指して

京丹後市 寄り添い支援総合サポートセンターの取組み

「失業して生活が苦しい」「仕事が決まらず、これからの生活が不安」。こういった悩みを抱えた時、あなたはどこへ相談しますか。

京丹後市では「寄り添い支援総合サポートセンター」（以下、センター）を開設し、こうした暮らしと仕事に関する相談を受け付けています。生活困窮者自立支援法が今秋の臨時国会に再提出され、平成27年度施行が目指されている中、生活困窮者支援に早くから取り組んでいるセンターの実践について、センター長の川戸さんと主任伴走支援員の藤村さんから話をお聞きしました。

ともに歩む支援 「寄り添い・伴走型支援」

センターは平成23年4月に開設され、失業や多重債務、病気など、生活上のさまざまな課題を抱える人に対して、個別的・継続的・包括的な支援を行っています。寄せられる相談は、失業や就労問題等、仕事に関するものが最も多く（73・0％）、次に生活上の不安（55・1％）や家族・地域との関係等（27・0％）が続きます。複数の課題を抱えている人が多く、開設から2年間で300人を超える相談を受付

けています。

センターで大事にしているのは、「寄り添い」と「伴走型支援」です。相談者にしっかりと向き合いながら、話を傾聴し、個別状況にあった支援を行います。また、本人が持っている力に注目し、自分で問題解決できる力を高める支援を大切にしています。問題を抱えている人をリードするのではなく、背中を押すのでもない、マラソンの伴走と同じように、一緒に走り、時には立ち止まりながら、問題解決を支援しているのが、センターの大きな特徴です。

「出向く支援」と 「傾聴」を大切に

通常、市役所や社会福祉協議会が行う生活相談は窓口を設けて相談を受けるケースが多くみられますが、センターでは「出向く支援」を大切にしています。相談者の多くが仕事や生活に不安を抱えていることから、電話代を気にせず相談できるように「フリーダイヤル」を開設し、自宅へも積極的に訪問しています。合併で市が広域化し、センターに来る手段がない方や交通費が払えない方も多く、訪問することで電話では見えない相談者の暮らしぶりや生活全体が見えてきます。

また、職員が2人一組で支援するのも特徴の一つです。一辺倒な支援にならないよう支援員同士で意見を出し合うことができると同時に、支援員の一方が不在でも相談に対応できます。その場で判断を迫られることが多い相談場面において、2人一組で対応することで支援員の負担が軽くなったと藤村さんは話します。

より良い支援のためには、関係機関との連携も不可欠です。民生委員研修や区長会の会合、ケアマネジャーの地域ケア会議等、いろいろな場でセンターの役割や支援内容を伝えてきました。また、京丹後市は全国で258自治体が参画する「自殺のない社会づくり市区町村会」の発起人でもあり、市役所の全職員が自殺予防研修を受講します。税金滞納や多重債務等、各部

署で受けた相談の背後に、どのような生活課題があるのか、悩みに気づき、つらい気持ちを受け止める仕組みづくりを進めています。

「社会参加」で 仲間づくり

平成25年3月、「京都自立就労サポートセンター」（注）主催の就職セミナーが開かれました。センターの相談者も10名程受講し、9日間のセミナーを受講するうち、「今後も集まる機会がほしい」との声が出されました。センターの相談者は、抱えている生活課題はさまざまですが、地域の中に相談相手がなく、孤立しがちな人が多くおられます。そうした中で出された「みんなで集まりたい」という声を大切にしたいと、海岸や市内施設の清掃ボランティア活動

地域や社会福祉協議 会に期待すること

（注）生活の不安など様々な課題が複雑に絡み合っているために、どこに相談すれば良いのか分からない方、就労意欲があるものの就職活動がうまく進められない方等に、パーソナルサポートが必要となる支援を行うセンター。

センターの今後の課題をお聞きしました。1つは相談者の自立や生活の安定に向けた就労の場づくりです。相談者の就労状況は、無職が67・6％、パート・アルバイトが15・2％を占め、適切な就労支援が求められています。また、障害のある人が32・1％を占める中、「就労につながる

りにくい」「就労しても長続きしない」ケースが多くなっています。一般的な就労支援だけでなく、「中間的就労」と言われる就労に向けた訓練や、社会参加の場づくりが必要であり、NPOや社会福祉施設企業等、さまざまな団体と連携した就労支援が課題です。2つめは、課題を解決するための社会資源づくりです。相談者が抱える課題は経済的な困窮にとどまらず、社会的孤立や、虐待、権利侵害など、現行の制度では対応しきれない問題や、制度の狭間におかれた課題が数多くあります。こうした中、川戸センター長は「社協がもつネットワークやノウハウは地域にとって大きな存在。社協が把握している地域課題も共有しながら、社会資源の開発や支援の充実に一緒に取り組んでいきたい」と話します。

京丹後市 寄り添い支援総合サポートセンター
〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷691番地
フリーダイヤル：0120-125-294
メールアドレス：yorisoishien@mint.ocn.ne.jp
ホームページ：http://www.yorisoishien.com/



結婚を機にこの土地で生活する事になって7年が経ちました。出産・子育てを経験し、社会復帰を考えた時に、自分自身がこの緑豊かな地で一生楽しむとやりがいを持ちつつ続けていける仕事は何だろうと考えて飛び

込んだ世界が「介護職」でした。私自身、お年寄りの方と触れ合う機会がなかったため、仕事として接する事がほぼ初めてに近い経験でした。これまで「接客」という形で人と接する事はありましたが、同じ人と接する仕事でも介護の仕事は「ありがたい」と「嬉しい、もったいない」という言葉をかけていただく仕事です。初めは嬉しさもありましたが、自分の役割をきちんとこなせているのかという戸惑いもありました。

今、私がさせていただいているホームヘルパーという仕事は「生活の場」へ足を踏み入れさせていただく仕事です。みなさんが好んで「生

活」を見られたいと思われている訳では決まらずに思っています。そんな中で失礼のないように、同時に自分ならどうして欲しいか、何をしてもらえたいか、嬉しいかという事を、忘れないよう心がけてご利用者さんと接していきたいと思っています。「また来てね。」と笑顔で送っていた時、とても心が穏やかな気持ちで嬉しくなり、この仕事をしていて良かったと思



夢中! 熱中!

だから続けたい この仕事
ふくしびと

福祉の現場で働く人たちの熱い思い・メッセージを伝えるコーナーです。京都府内で「熱い福祉」を「夢中」で実践している方々にスポットをあてて、元氣や楽しさ、やりがいを「生」の声でお届けします。

楽しみとやりがいを 働き続けたい

南山城村社会福祉協議会

見守るゾウ

み→みんなで力を合わせ
ま→守り守られながら
も→もつともつと良い村に
る→する ゾ〜



誕生

南山城村では平成19年より高齢者見守り隊活動を開始しました。高齢者だけでなく、小さなお子さんや若い人たちにも活動を知ってもらい、もっと社協を身近に感じて欲しい。啓発のための親しみやすいキャラクターを作ろう。そんな思いから『見守るゾウ』が誕生しました。長い鼻でハートを形作り、大きな耳で皆さんの声にきちんと耳を傾け、どんな小さな変化にも気付くことが出来るように、手には双眼鏡をしっかりと持っています。「見守るゾ〜!!」という思いを込めて、『見守るゾウ』という名前になりました。

デビューからこれまで

デビューは平成21年。社協一般会員証に登場しました。南山城村での加入率は平成25年度で90.7%。会員証は毎年職員が手

作りをしています。その後は、外出支援サービスや配食サービスのボランティアさんの活動着にプリントしたり、広報誌に登場したり、公用車のステッカー、啓発物品にと、見守り活動の拡大とともに活躍の場が広がっています。

これから

当初は見守り活動の啓発のために作られたキャラクターでしたが、今では社協の顔となっています。村にもインターネットや村内無料TV電話など便利なものが普及してきていますが、お互いの温もりが感じられる活動を続けていきたいと思っています。何でも手作りしてみる南山城村。いつも住民の皆さんの近くにおいてもらえるよう、愛情を込めて「見守るゾウ」グッズを作っていきます。(出来れば、少し動いてみたい…ゾウ。)

HPアドレス

<http://www.kyoshakyo.or.jp/minamiyamasiro/>



社会福祉施設 しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために!

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

- ①基本補償**
 - 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
 - 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
 - オプション1 訪問・相談等サービス補償
 - オプション2 施設の医療事故補償
- ②個人情報漏えい対応補償**
 - 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償
- ③施設の什器・備品損害補償**
 - 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
 - 施設の現金等も補償

◆スケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。



プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
〈引受幹事保険会社〉 株式会社 損害保険ジャパン

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

「また来てね」の 笑顔を大切に

中島 ゆかりさん

●なかにま ゆかり
施設名: 社会福祉法人わち福祉会 長老苑 在宅介護支援センター
事業所住所: 〒629-1116 京都府船井郡京丹波町市場丸ヶ野8番地2
TEL.0771-84-1748 FAX.0771-84-1766
職 種: ホームヘルパー
経 験 年 数: 1年5カ月
▶好きな言葉: 人と話す事で楽しい気持ちは倍増し、悲しい気持ちは半減する。
▶夢中になっている事: 家族や友人とのお出かけ。



寄付 ご支援ありがとうございました

このたびの台風18号大雨災害における災害ボランティア活動支援のために、次の方々から寄付をいただきました。ありがとうございました。

- コープこうべ災害緊急支援基金運営委員会 500,000円
- 兵庫県社会福祉協議会 100,000円
- 和歌山県社会福祉協議会 200,000円
- 大阪府社会福祉協議会・大阪府市町村社会福祉協議会連合会 200,000円

寄付 ご寄付ありがとうございました

平成25年9月30日(月)にNPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド様より500,000円のご寄付をいただきました。社会福祉事業発展のために活用させていただきます。ありがとうございます。



相談 何でも経営相談

気になること、困ったこと、お気軽にお電話ください

京都府経営協では、福祉施設の運営や経営面をサポートするため、経営指導事業を実施しています。

- 社会福祉法人の新会計基準への移行はどう進めたらよいか…
 - 職員の休暇や休職・復帰の扱いで悩んでいる
 - 法改正を伴う事項、就業規則をどう見なおせば？
 - 利用者(家族)とのトラブル
 - 賃金体系を見直したい など
- その他何でもお気軽に下記までご相談ください。

曜日：毎週月～金
(祝日及び年末・年始除く)

時間：午前10時～午後4時
TEL・FAX：075-252-6301

案内 社会福祉士受験対策セミナー ラストスパート2日間

合格に欠かせない社会保障系と相談系科目を中心に体系的にポイントをチェック

- 日時 12月6日(金)、12月18日(水)
各日とも10:00～16:30
- 会場 京都社会福祉会館(12月6日)、
キャンパスプラザ京都(12月18日)
- 受講料 2日で14,000円
(1日あたり7,000円)
- 指導講師 伊東利洋氏 (有)という
総研 取締役
- テキスト 「見て覚える！社会福祉
国試ナビ2014」

※詳しくは、下記までお問い合わせください。
京都府福祉人材・研修センター研修課
TEL.075-252-6296

ホームページからお申込みいただけます。
<http://www.kyoshakyo.or.jp/event/post14.html>

案内 就活に向けて！ スタートアップフェアのご案内

福祉業界の研究と就活準備に向けた情報や企画が盛りだくさんのイベントです！福祉を目指す方も、そうでない方もぜひご参加ください。

- 日時 11月24日(日) 12:00～16:00
- 会場 京都産業会館 きらっ都プラザ
4階展示場
- 主催 京都府・福祉職場就職フェア
実行委員会
- 対象 学生(全学年対象)、一般求職者等
- 内容 ▶ 介護・福祉プレミアム講演
▶ 先輩の就活リアル体験談 ▶ 先輩
OB・OG交流コーナー ▶ 就活メイ
ク・身だしなみコーナー など

※詳しくは、下記までお問い合わせください。
京都府福祉人材・研修センター福祉人材課
TEL.075-252-6297

開催 12月に2つの福祉職場就職 フェアを開催します！

京都府内の福祉事業所が多数出展する福祉職場就職フェアで、魅力的な職

場と仕事に出会おう！全日程(3日間)に参加した方には特典もあります！

- 日時 ①12月7日(土) 12:00～
＜府内南部・北部地域の事業所が出展＞
②12月14日(土)・15日(日) 12:00～
＜主に京都市内の事業所が出展＞
- 会場 ①国立京都国際会館 1階
②イオンモール京都 4階
- 主催 福祉職場就職フェア実行委員会
- 対象 平成27年3月卒業予定学生、
平成26年3月卒業予定学生、一般求職者等
- 内容 ▶ 合同就職説明会 ▶ 各種相談ブース 等

※詳しくは、下記までお問い合わせください。
京都府福祉人材・研修センター福祉人材課
TEL.075-252-6297

案内 「きょうとハート基金」を ご存知ですか？

災害時に福祉施設を支え合うために「きょうとハート基金」は、福祉施設や企業の経費(光熱水費など)をクレジットカードで支払うことで、利用額に応じたポイントを基金として積み立て、福祉施設に助成するという仕組みです。助成は、災害時の施設復旧や防災・減災などの取り組みなどが対象となります。災害時に公的財源では賅えない復旧経費を、施設間で相互に支え合うために、また想定外の事象への備えとしても、多くの福祉施設や企業に導入を呼びかけています。ぜひこの機会にクレジットカードでの支払いの変更をご検討ください。

詳しくは本会までお問い合わせいただくか、本会ホームページ(きょうと福祉パートナー事業・きょうとハート基金 <http://www.kyoshakyo.or.jp/f-partner/fund/>)をご覧ください。
TEL.075-252-6291

- 「京都の福祉」へのご意見、ご感想、とりあげてほしいテーマなどをお寄せください。表紙の写真も募集中です。(テーマ「笑顔」)
- 本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。
<http://www.kyoshakyo.or.jp>



本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。